

# 事務局説明資料①

(議決権保有規制について)

平成24年12月13日  
金融庁総務企画局企画課  
信用制度参事官室

## 金融機関による議決権保有規制（5%ルール）の見直しについて

### 【基本的な考え方】

- 5%ルールの見直しにあたっては、金融機関が本業以外の事業を行うことによって、金融機関の財務・経営の健全性を損なうことのないようにするという他業禁止の趣旨を十分に踏まえることが重要である。
- また、我が国においては、金融機関が経営を事実上支配していた会社の負債について、金融機関が(出)融資額を超える責任（いわゆる母体行責任）を負うことが社会的に求められ、これが金融危機を引き起こす要因の一つとなったことを背景として、銀行法上の5%ルールが創設されたことにも十分留意する必要がある。
- 他方、地域経済に資本性資金の出し手が不足している状況に鑑み、資本性資金の供給主体としての金融機関の役割が発揮され得る環境を整備することも、また重要な政策課題となっている。
- このため、今般の見直しにあたっては、
  - ・ 現行規制の枠組みを基本的に維持しつつ、
  - ・ 地域経済において資本性資金の供給が真に必要とされる場合において、金融機関の健全性確保に留意しつつ、金融機関による資本性資金の供給をより柔軟に行い得るようにすることが適当ではないか。  
  
※ 協同組織金融機関にも同様の措置をとることが適当ではないか。

### 【議決権保有の上限】

- 議決権保有の上限については、上記の基本的な考え方に照らし、対象となる企業の事業内容等を問わず一律に一定限度引き上げるのではなく、金融機関の健全性への影響も勘案しつつ、地域経済の再活性化や企業の再生に資する効果が見込めるもの等に限定して、現行規制を緩和することが重要である。
- ⇒ 議決権保有の上限については、現行規制（5%）を維持することが適当ではないか。

## 【事業再生（の途上にある）会社の議決権の取得・保有】

- 最近では、条件変更や債権放棄だけでは再生できず、事業を再構築する必要のある企業が増えてきている。このようなケースでは金融機関が一定の株式を保有した上で、企業の再生に積極的に関与することが有効になることもある。（当該企業に貸付を行っていた金融機関だけでなく、他の金融機関の関与も考えられる。）
- このため、金融機関本体による事業再生会社の議決権保有を認めることに合理性はある。ただし、この場合においては、金融機関の健全性確保の観点から、その対象企業の要件を投資専門子会社を通じて保有する場合よりも限定する必要がある。
- ⇒ 事業再生会社の議決権については、金融機関本体においても、10年間は出資比率に関わらず保有することを認めることが適当ではないか。ただし、その対象となる会社については、例えば、金融機関以外の第三者が関与する案件で、金融機関の出資を織り込んだ事業再生計画が策定されているものとしてはどうか。

## 【地域経済の面的再生（再活性化）事業会社の議決権の取得・保有】

- 地域経済が低迷する状況においては、個々の企業の再生を図るのみならず、地域における企業を面的に捉えて再生していくことが重要である一方、地域においては資本性資金の出し手が不足している状況にある。このため、そうした企業への資本性資金の供給を柔軟に行い得るようにすることには合理性がある。
- ただし、この場合においても、金融機関の健全性確保に十分留意する必要がある。このため、その対象企業の属性を一定程度に限定するとともに、当局による検査・監督を通じて金融機関のリスク管理の状況を適切にモニタリングしていくことが重要である。
- ⇒ 地域経済の面的再生事業会社（低迷する地域経済を面的に再生するための事業を行う会社であって、事業の集約や再構築を伴うもの）<sup>※1</sup>の議決権については、①金融機関本体で取得・保有する場合は10年間は15%<sup>※2</sup>まで保有することを認めるとともに、②投資専門子会社を通じて取得・保有する場合は10年間は40%<sup>※3</sup>まで保有することを認めることが適当ではないか。

※1 金融機関本体による保有の場合は中堅・中小企業に限定する。

※2 持分法が適用される会社については、当該適用水準（原則15%、影響力基準に該当しない場合20%等）までとする。

※3 連結子会社については、当該連結基準（原則40%、実質支配力基準に該当しない場合50%等）までとする。

### 【VB会社の議決権の取得・保有】

- VB（ベンチャービジネス）会社の議決権の取得・保有については、VB会社への資本性資金の供給を促進する観点から、その対象範囲を拡大することには合理性がある。また、VBファンド等の平均運用期間等の実態を踏まえると、例外とする期間を延長することにも合理性がある。
- ⇒ 5%ルールの例外となるVB会社の対象範囲を拡大するとともに、例外とする期間を15年に延長することが適当ではないか。

### 【事業承継に伴って取得・保有する議決権】

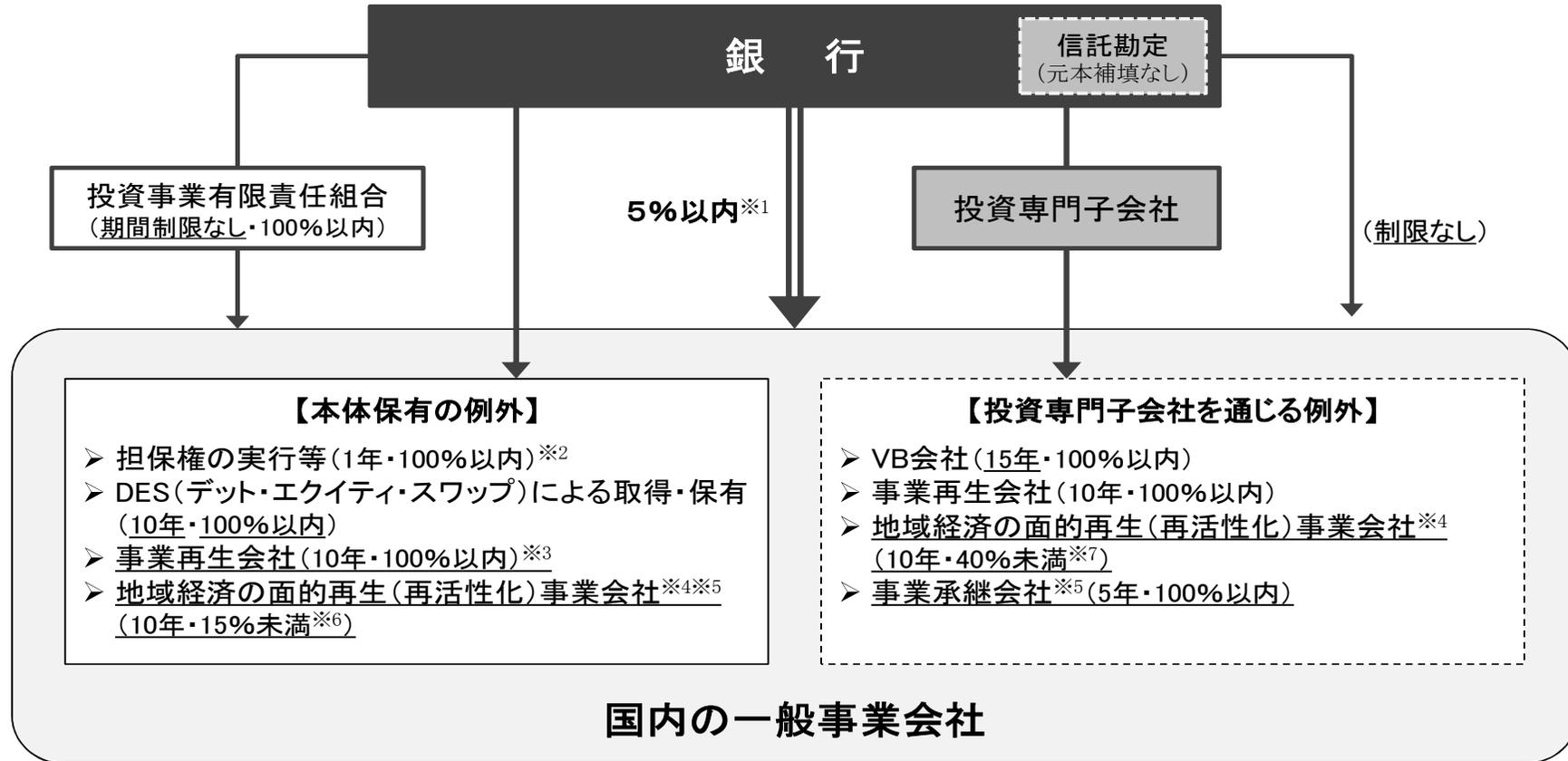
- 地域金融機関等が中堅・中小企業の事業承継を支援する際の一つの選択肢として、事業承継を行う会社の株式を一定の期間保有することに合理性はある。ただし、その保有にあたっては、金融機関の健全性確保に十分留意する必要がある。
- ⇒ 中堅・中小企業の事業承継に伴って取得・保有する議決権については、投資専門子会社を通じる場合に限定した上で、5年間は出資比率に関わらず保有することを認めることが適当ではないか。

### 【その他】

- 有限責任組合員として取得・保有する議決権については、議決権を実質的に行使できる場合を除外すれば、保有期間を制限しなくても、規制の実効性は現行程度と同様に十分に確保される。
- ⇒ 5%ルールの例外とする期間を撤廃することが適当ではないか。
- DES（デット・エクイティ・スワップ）に伴って取得・保有する議決権については、保有期間が1年を超える場合は当局の承認が必要であるとしているが、一般的な経営改善計画の期間が3～5年であることを踏まえると、実務と整合的になっていない。
- ⇒ 5%ルールの例外とする期間を10年に延長することが適当ではないか。

- 信託勘定で取得・保有する議決権については、元本補填のない信託財産として取得・保有する議決権であれば、金融機関の健全性に影響を及ぼすことなく、また、あくまでも受託者の立場で取得・保有するに過ぎない。
- ⇒ 信託銀行が受益者のために議決権を行使することを前提として、元本補填のない信託財産として取得・保有する議決権を5%ルールの対象から除外することが適当ではないか。

## 金融機関による議決権保有規制の概要（改正案）



※1 銀行の子会社が保有する議決権を含む。

※2 1年を超える場合は当局の承認の上で50%以内の保有が可能。

※3 企業再生支援機構や中小企業再生支援協議会等の第三者が関与した案件で、銀行の出資を織り込んだ事業再生計画が策定されているもの。

※4 低迷する地域経済を面的に再生(再活性化)するための事業を行う会社であって、地域の事業の集約や再構築を伴うもの。

※5 中堅・中小企業に限定する。

※6 持分法が適用される会社については、当該適用水準(原則15%未満、影響力基準に該当しない場合20%未満等)までとする。

※7 連結子会社については、当該連結基準(原則40%未満、実質支配力基準に該当しない場合50%未満等)までとする。

※8 協同組織金融機関についても、同様の措置を実施する。